

令和4年度老人保健健康増進等事業

指定介護サービス事業所等に対する「監査マニュアル（仮称）」の
策定に関する調査研究事業報告書

株式会社 浜銀総合研究所

【事業概要】

指定介護サービス事業所等に対する監査は、行政処分を行うことが想定されながら、その対応や手続きが適切に運用されていない可能性がある。そのため本事業では、全国的に監査の内容を平準化するための監査マニュアル（仮称）を策定することを目的としている。

本事業の報告書等は、有識者委員会の議論を行った結果を一つの考え方として、浜銀総合研究所が取りまとめたものである。

なお、監査マニュアル（仮称・案）を作成するにあたっての検討の経過は事業報告書本文に示した。

【報告書概要】

● 事業報告書

監査マニュアル（仮称・案）を作成するにあたっては、監査実績が少ない、もしくはない自治体の参考ともなりうる内容とした。

事業報告書では、監査マニュアル（仮称・案）を作成するにあたっての、主な検討の経過について記載した。

● 指定介護サービス事業等に対する監査マニュアル（仮称・案）

監査マニュアル（仮称・案）を作成するにあたっては、監査実績が少ない、もしくはない自治体の参考ともなりうる内容とした。

監査マニュアル（仮称・案）では、冒頭で監査業務の流れの全体像を示し、その後に、監査開始前から処分後の業務まで、それぞれの業務における手順や根拠となる法・通知、また留意点などをまとめた。

監査業務のうち、介護保険法だけではなく「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」との関連が強い人格尊重義務違反（高齢者虐待）、また指定取消・効力停止事由の半数を占める不正請求については個別項目を設けた。

また、監査業務と関連が深い事項として、業務管理体制の特別検査、行政手続法にのっとりた手続きについて、それぞれの概要や留意点を中心に整理し、記載した。

参考資料として、監査業務に係る根拠規定・通知一覧、また通知の本文を末尾に掲載した。

● 別冊「処分基準の考え方の例」

令和3年度事業、令和4年度事業の調査において、多くの監査担当者から行政処分の程度の検討に悩むとの声が上がった。

特に一般市町規模の自治体の69%が処分基準やそれに準ずる資料を準備していないことが令和3年度事業で分かっている。

処分基準の作成は努力義務であるが、監査の経験が少ない、もしくはない自治体は具体的な情報もなく、取り組みが進んでいないと想定される。

そのため、有識者委員会や介護保険指導施設と検討を行い、技術的助言（ガイドライン）として「処分基準の考え方の例」を作成し、掲載した。